

停電発生時の出火防止対策

第1節 事前の備え

(119番通報体制の確保)

第1条 ISDN（サービス総合デジタル網）や多機能電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となるものがあるので、予め確認し、確実な119番通報体制を確保しておく。

(エレベーター等の閉じ込め防止)

第2条 エレベーター、電気錠、自動ドア等が停電時に機能を失って閉じ込め等が生じないか確認し、対策を講じておく。

(非常電源に対する措置)

第3条 消防用設備等及びその他の防災設備の非常電源としての機能確保に努めるとともに、機能損傷等を生じさせない維持管理等について徹底を図る。

(1) 結線工事等の禁止

非常電源から一般負荷への電力供給等を目的とした、不正な結線変更等の工事を禁止する。

(2) 操作手順の確認

始動及び停止操作において、手動操作が必要となる非常電源を設置している場合は、操作手順を再確認しておく。

第2節 停電発生時の対応

(停電復旧時に備えた出火防止措置)

第4条 停電発生時には、電熱機器や電気制御によった機器類からの出火防止のため、次に示す措置を図る。

(1) 電熱機器

停電前に使用中であったアイロン及び電気調理機器等の電熱機器は、確実にスイッチを切りコンセントを外すとともに、停電復旧後は他に異常がないか確認する。

(2) 液体燃料を使用する火気使用機器

電動の燃料ポンプを使用する火気使用機器が使用中であった場合には、停電復旧後に再びポンプが作動し、燃料が流出するおそれがあることから、電熱機器と同様に、確実にスイッチを切りコンセントを外す。

(自家発電装置の運転中の機能損傷防止)

第5条 停電中は、燃料切れに至る自家発電設備の運転超過又は蓄電池設備の過放電により機能に損傷を来たすことのないよう監視の徹底を図る。

(消防用設備等及びその他の防災設備に対する措置)

第6条 電源を必要とする消防用設備等及びその他の防災設備の非常電源は、非常電源専用受電設備の場合には停電時に直ちに機能停止となり、自家発電設備又は蓄電池設備の場合であっても、所定の時間を越えた場合には機能停止となること等を踏まえ、次のとおり代替措置等を行う。

(1) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等

消火器、簡易消火用具の位置及び使用方法を周知徹底するとともに、補助用高架水槽等からの落差による放水が可能であるか確認する。

(2) 不活性ガス消火設備等

手動による放出手順操作を再確認する。

(3) 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備等

巡視警戒態勢を確立しておくとともに、火災発見時の周知・連絡体制について再確認する。

(4) 誘導灯

自衛消防隊等による避難誘導體制を再確認する。

(5) 排煙設備、防火戸等

手動操作すべき設備の位置及び操作手順を再確認する。

(6) その他の設備

個々の特性等に応じた対応手段を再確認する。

(工事出火防止)

第7条 移動式発電機を持ち込んでの作業継続を行う場合は、周囲への延焼防止措置及び監視等の徹底強化を図る。

第3節 停電復旧後の対応

(消防用設備等及びその他の防災設備に対する措置)

第8条 停電復旧後は、各消防用設備及びその他の防災設備の機能が正常に定常状態に復旧していることを確認する。

(自家発電機能の早期復旧)

第9条 停電復旧後は、直ちに自家発電設備の運転停止(停電復旧後に自動で運転を停止するものを除く。)及び待機状態への切り替え、燃料補給等の措置により早期の復旧を図る。